

## クリプトスポリジウム対策等による浄水処理の適正化

需要者に対して、省令に基づく安全な水道水の供給を行いたい水道事業者は、改めて関連指針と自らの管理する水道施設の現状の確認が必要です。

※対応が必要な浄水施設のうち約70%は既に対応済み。高知県水道ビジョン P31 参照

**レベル4の場合**、以下のいずれかの施設整備が必要です。

- ろ過設備（急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等）であって、ろ過池またはろ過膜の**出口の濁度を0.1度以下に維持**することが可能なもの。
- ろ過設備（急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等）及び**ろ過後の水を処理するための紫外線処理設備**であって、以下の要件を満たすもの。
  - クリプトスポリジウム等を**99.9%以上不活化できる紫外線処理設備**であること。
  - 十分に紫外線が**照射されていることを常時確認可能な紫外線強度計**を備えていること。
  - ろ過池等の**出口の濁度の常時測定が可能な濁度計**を備えていること。

**レベル3の場合**、以下のいずれかの施設整備が必要です。

- ろ過設備（急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等）であって、ろ過池等の出口の濁度を0.1度以下に維持することが可能なもの。
- 紫外線処理設備**であって、以下の要件を満たすもの。  
上記レベル4の2）と同様。

施設整備の対策を実施する場合、**ろ過設備か紫外線処理設備**で迷うところかと思います。最新の知見に基づき、導入検討が必要です。

導入検討にあたっては、整備費用の比較だけでなく、維持管理費用も含めたLCCでの比較検討し、**複数の技術者の意見を確認**したうえで処理方法を選定すべきです。

技術者は、コンサルタント、メーカー、大学、国、県、水道事業者等にいます。

特に、**導入済みの水道事業者へのヒアリング**は、成功事例も失敗事例も大変参考になります。

直接声をかけにくい場合は**県が仲介**しますので、お気軽に食品・衛生課までお声かけを。

【根拠文献】水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針、水道施設設計指針

